

運用指針

第2条

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

中部横断自動車道(増穂IC～南アルプスIC)の早期供用

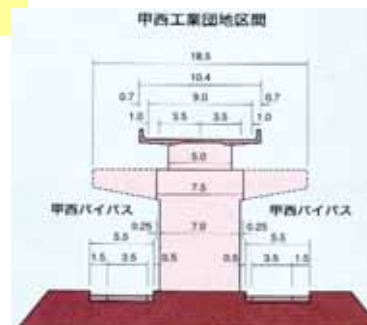
中部横断自動車道 増穂IC ~ 南アルプスIC間位置図

中部横断自動車道 増穂IC ~ 南アルプスICの路線概要

- ・一般国道バイパス上に建設されており、延長6.2kmのうち、橋梁が89% (5.5km) を占めている。
- ・山梨と静岡を結ぶ一般国道52号の代替ルートとして、静岡市 ~ 増穂町間約59kmを国土交通省とNEXCO中日本において事業中。



当初の工程計画



現地の制約条件

- ・増穂IC付近を除き、全線が高架橋構造であり、工事用進入路が南アルプスICあるいは増穂ICに制限。
- ・暫定2車線の高架橋という狭小な施工ヤードである。(幅員: L = 9.0 m)
- ・高架橋両側下には、一般国道52号(甲西(こうさい)道路)が供用している。(交通量: 約10,000台/日)

工程上の制約条件

- ・一般国道52号(甲西道路)との併設区間の橋梁工事を国土交通省に委託。(L = 2.5 km)
(橋梁の会社への引渡し時期を平成18年9月末と設定。)
- ・会社への引渡し後の舗装施設工事等を実施。

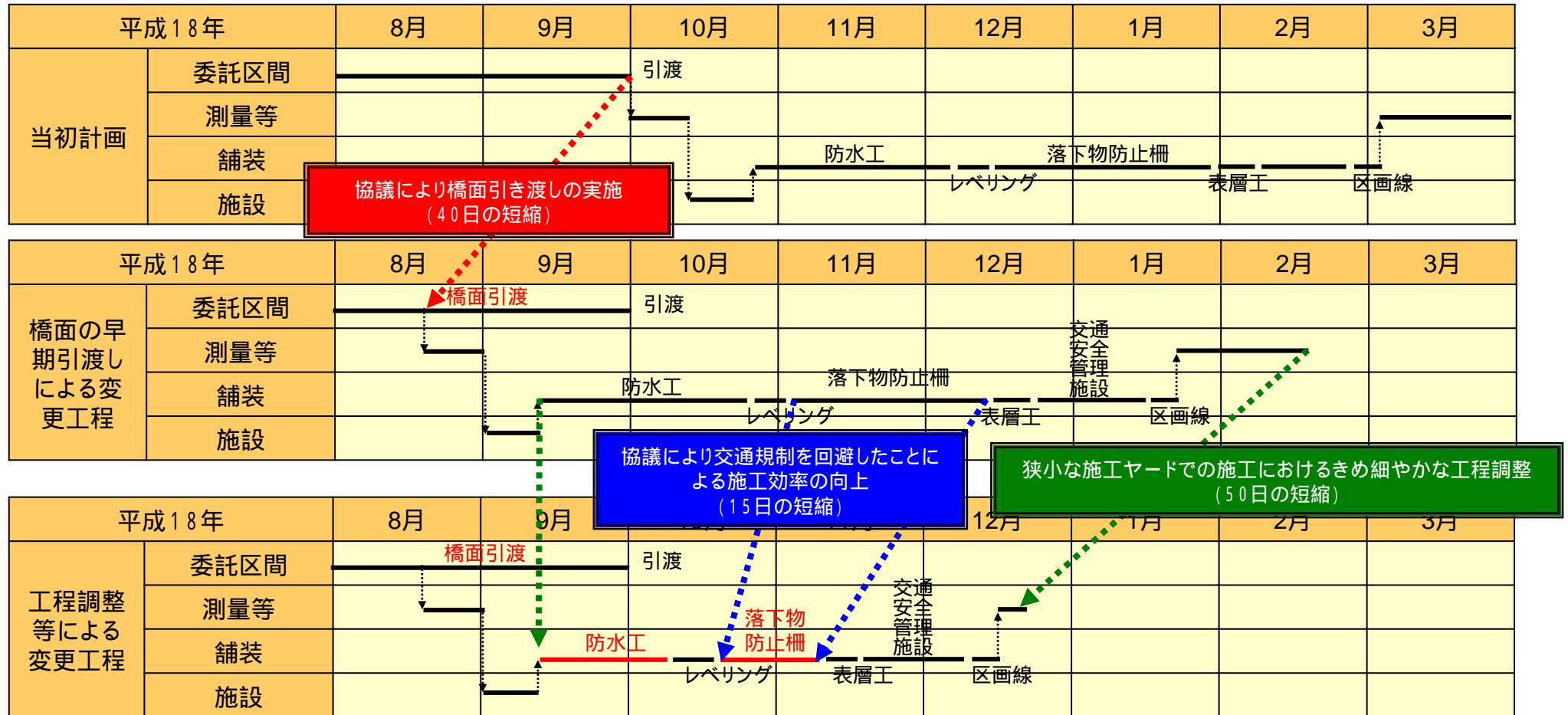
増穂IC ~ 南アルプスIC間のクリティカルとなる施工区間における工程表(国交省委託区間のうちの800m)

平成18年度		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初計画	委託区間	引渡							
	測量等								
	舗装				防水工	落下物防止柵			
	施設					レベリング	表層工	区画線	

当初完成予定を平成19年3月末として協定締結

工期短縮の取組み

増穂IC ~ 南アルプスIC間のクリティカルとなる施工区間における工程表(国交省委託区間のうちの800m)



工期短縮への取組みの結果、105日の早期供用(平成18年12月16日供用)

(上記のコスト縮減以外のメリット)

- ・ 早期供用に伴う社会的便益の早期発現

工期短縮の取組み

工期短縮を図るための取組み

橋梁工事の国土交通省からの引渡し方法の見直し

会社において工事(舗装施設工事等)の工程調整

取組内容 : 橋梁工事の国土交通省からの引渡し方法の見直し

【当初の引渡し時期の設定】

国道52号と中部横断自動車道の併設区間の建設に伴う協定に基づき設定

・第11条 受託工事のしゅん功期限 平成18年9月30日

【工期短縮へ向けた協議】

・準備工事(測量)の提案……委託工事のしゅん功検査完了後に測量のための立入りを提案・協議

・現地確認結果を踏まえた事前引渡しの提案

協定に基づく引渡しについては、現地確認後に両者の事務手続き期間(決裁期間)が必要となるが、事務手続き期間中は現地が施工空白期間になることから、現地確認後速やかに工事着手を提案・協議

平成18年8月19日に橋面の引渡しを実施、早期に舗装等工事が着工と可能となる

40日の工期短縮

工期短縮の取組み

取組内容 : 会社工事(舗装工事、施設工事等)の工程調整

狭小な施工ヤードでの施工におけるきめ細やかな工程調整

供用のクリティカルとなる国交省委託区間は、増穂IC～南アルプスIC間のほぼ中央に位置し、床版防水工・レベリング・表層工を施工するにあたり、前後する会社発注の施工区間の工事が、進入路の制約となるため、会社が主体となり工程調整会議を実施し、各工事における日々の施工箇所の確認、進入路及び通行帯の確保、工事車両台数の把握と移動経路等の調整を行い、幅9mの狭い施工ヤード下において、車両1台1台の輻輳による施工帯への影響を与ることなく施工することが可能となった。

【 50日の工期短縮】

落下物防止柵設置工事において必要となる交通規制を回避したことによる施工効率の向上

施工にあたって、道路管理者、交通管理者と協議し、オーバーハング車に落下物防止カバーを設け、更に作業個所下に監視員を配置することで、甲西道路の日々の交通規制を伴うことなく作業ができるよう、協議を整えた。

これに伴い、日々の規制の設置・撤去に時間を拘束されることなく、落下物防止柵の施工を行うことが可能になった。

(実作業時間 10:00～16:00 9:00～17:00 1日あたり2時間の増)

【当初:45日 変更:30日 15日の工期短縮】



65日の工期短縮

経営努力要件適合性の認定について

橋梁の引渡し方法の見直しについて関係機関へ提案したこと及び会社工事の工程調整を行ったことにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

供用までの期間を105日間短縮したことによる
建設中一般管理費及び建設中金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減